

参考資料

参考資料

1 青森県被災建築物応急危険度判定要綱

青森県被災建築物応急危険度判定要綱

制定：平成31年4月24日

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

判定の業務に従事する者として、知事の認定を受けた者及び全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱（平成9年10月29日制定）第2第2項に規定する応急危険度判定士をいう。

三 被災建築物応急危険度判定所管課（以下「所管課」という。）

地方公共団体において判定を所管する課又はそれに相当する部署をいう。

四 被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村の所管課に設置される本部であって、市町村災害対策本部の下に組織されるものをいう。

五 被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

実施本部による判定を支援するために県土整備部建築住宅課に設置される本部をいう。

六 被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う者をいう。

(震前対策)

第3条 市町村は、判定の的確な実施のために、あらかじめ次の事項からなる市町村被災建築物応急危険度判定要綱（以下「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

一 実施本部の設置

二 判定実施の要否の判断

【参考資料】

- 三 判定の実施に関する県との連絡調整等
 - 四 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
 - 五 判定士、判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
 - 六 県に対する支援要請
 - 七 判定の方法及び判定結果の表示
 - 八 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等
 - 九 判定資機材の調達、備蓄
 - 十 その他必要な事項
- 2 県は、市町村が市町村地域防災計画を踏まえて地震の発生前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
 - 3 県及び市町村は、協力して、応急危険度判定士等の養成を行うものとする。
 - 4 県及び市町村は、協力して、所定の判定資機材を調達し、備蓄を行うものとする。

（判定士の認定等）

第4条 判定士の認定及びその他必要な事項は、別に定める。

（判定の実施等）

- 第5条 市町村は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 県は、市町村が実施本部を設置した場合は、支援本部を設置し、必要な支援を行うものとする。
 - 3 一般社団法人青森県建築士会は、地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定書（平成9年8月5日締結）に基づき、その他の団体は、県からの要請に基づき、判定士の確保等、判定の実施に当たり必要な協力を行うものとする。
 - 4 判定士は、実施本部又は支援本部の要請により、判定を行うものとする。

（支援本部の役割）

第6条 支援本部は、実施本部を支援するために、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 県内の被災状況の把握
- 二 国及び他都道府県等との連絡調整
- 三 国及び他都道府県等に対する支援要請
- 四 判定士及び判定コーディネーターの被災市町村への派遣事務
- 五 判定に必要な備品の調達等の後方支援活動
- 六 県内市町村間の調整
- 七 その他必要な事項

（県と市町村の連絡調整等）

第7条 市町村は、実施本部の設置を決定した場合及び判定の要否を判断した場合は、速やかにその旨を支援本部に報告するものとする。

- 2 実施本部は、支援本部に対して、現地の被災状況を随時報告するとともに、必要な支援の内容、支援開始時期等について協議を行うものとする。

(判定対象区域、対象建築物の決定等の基準)

第8条 市町村は、あらかじめ地震の規模及び被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を定めるものとする。

(応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等)

第9条 市町村は、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成し、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保を行うものとする。

2 県及び市町村は、地震災害に備え、県は支援本部、市町村は実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(国及び他の都道府県に対する支援要請並びに他の都道府県への支援等)

第10条 支援本部は、地震被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国及び他の都道府県に対し、必要な支援を要請するものとする。

2 他の都道府県から派遣された判定士が県内で従事する判定は、この要綱及び市町村要綱に基づき実施するものとする。

3 県は、他の都道府県から判定に関する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

(判定の方法及び判定結果の表示)

第11条 判定の方法及び判定結果の表示は、全国協議会が定める方法及び市町村要綱に基づき実施するものとする。

(応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法等)

第12条 応急危険度判定士等の移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項は、市町村要綱の定めるところによるものとし、市町村要綱に定めのない事項については、実施本部と支援本部が調整して決定するものとする。

(判定活動における補償)

第13条 市町村は、民間の応急危険度判定士等（市町村が県に対して応急危険度判定士等の支援要請を行い、その結果、派遣される民間の応急危険度判定士等を含む。）を判定活動に従事させる場合は、応急危険度判定士等が判定活動により死亡又は負傷若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するために、全国協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成10年5月11日制定）に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、市町村が別の補償制度に加入する場合は、この限りでない。

なお、当該補償制度の適用を受けるために必要な保険料は、原則として判定活動の実施市町村が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

2 青森県震災建築物応急危険度判定士認定要綱

平成7年6月13日 制定
平成25年8月19日 改正
平成26年3月26日 改正
平成27年9月18日 改正
平成31年4月24日 改正

青森県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害及び余震等による災害の拡大を未然に防止するため、応急危険度判定士の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

3 この要綱において「応急危険度判定講習」とは、応急危険度判定の技術の修得を目的とした次の要件を満たす講習をいう。

(1)主催者は、次のいずれかであること。

ア 公益財団法人 建築技術教育普及センター

イ 一般財団法人 日本建築防災協会

ウ 公益社団法人 日本建築士会連合会

エ 一般社団法人 青森県建築士会

オ 青森県

(2)受講資格者は、次のいずれかであること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士

イ その他知事が同等の資格を有すると認めた者

(3)内容は、次のとおりであること。

ア 総論

イ 応急危険度判定技術

ウ 共通の事項

エ 建築構造毎の判定技術

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に住所を有し、又は勤務する者で、応急危険度判定講習を修了したもの又は他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けているものの中から知事が認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1)建築士法第5条第2項の免許証の写し

(2)応急危険度判定講習の修了証の写し(他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けている者にあつては、当該認定を証する書類)

(3)写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのカラー写真をいう。以下同じ。)

(4)その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、認定を受けようとする者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、認定台帳(第2号様式)に登載し、当該者に青森県被災建築物応急危険度判定士認定証(第3号様式。以下「認定証」という。)を交付することにより応急危険度判定士として認定するものとする。

【参考資料】

- 4 知事は、他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けている者を応急危険度判定士として認定した場合は、当該他の都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による申請があった場合において、認定を受けようとする者が応急危険度判定士として適格でないと認めるときは、第4号様式によりその旨を当該者に通知するものとする。
- 6 知事は、第3項の規定により認定証の交付を行った場合には、応急危険度判定士が居住する市町村に対し、当該応急危険度判定士の住所、氏名、連絡先等を通知するものとする。

(申請事項の変更)

第4条 応急危険度判定士は、前条第2項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更届(第5号様式)により知事に届け出なければならない。

この場合において、氏名に変更が生じたときは、変更届に認定証を添えて、知事の認定証の書換えを受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、その旨認定台帳を修正するものとする。
- 3 前条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳の修正を行った場合において準用する。

(認定の更新)

第5条 第3条第1項の規定による認定は、認定した日から5年を経過した日の属する年度の末日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の認定の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに更新申請書(第6号様式)に認定証及び写真を添えて知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、認定台帳に更新した旨を記載するとともに、当該者に認定証を交付するものとする。
- 4 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳に更新した旨の記載を行った場合において準用する。

(認定証の再交付)

第6条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、汚損し、又破損した場合は、再交付申請書(第7号様式)に写真を添えて、知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該応急危険度判定士に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見した場合は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。
- 4 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、第2項の規定により認定証を再交付した場合において準用する。

(認定の辞退)

第7条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとする場合は、辞退届(第8号様式)に認定証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。
- 3 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳から抹消した場合において準用する。

(認定の取消し等)

第8条 知事は、応急危険度判定士が次の各号の一に該当した場合は、認定を取り消し、又は認定の効力の停止を行うものとする。

- (1) 建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた場合
- (2) 建築士法第10条第1項の規定に基づく懲戒を受けた場合

- 2 知事は、応急危険度判定士が不適格であると認められた場合は、認定を取り消し、又は認定の効力の停止を行うことができる。
- 3 前2項の規定により認定の取消しを行った場合は、認定台帳から抹消し、その旨当該応急危険度判定

【参考資料】

士に通知し、認定証を返納させるものとする。

- 4 知事は、第1項又は第2項の規定により認定の効力の停止を行った場合は、その旨当該応急危険度判定士に通知し、認定の効力の停止期間が満了するまでの間、認定証を領置するものとする。
- 5 知事は、応急危険度判定士が他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けた旨の通知があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。
- 6 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、第3項又は前項の規定により認定台帳から抹消した場合において準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年6月13日から施行し、同年3月28日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条の規定により交付されている認定証は、改正後の要綱第3条の規定により交付された認定証とみなす。

3 地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定書

地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県地域防災計画に基づき、地震災害時における建築物の応急危険度判定の実施に関して、青森県(以下「甲」という。)が社団法人青森県建築士会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応急危険度判定」とは、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定及び判定結果の表示等を行うことをいう。

2 この協定において、「応急危険度判定士」とは、青森県震災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年6月13日制定)第3条第1項の規定により知事が認定した者をいう。

(要請手続)

第3条 甲は、応急危険度判定の要請に当たっては、期間、地域、人数その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

2 甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である応急危険度判定士のボランティアによる応急危険度判定の実施について、可能な限り甲に協力するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては青森県土木部建築住宅課、乙においては社団法人青森県建築士会事務局とする。

(認定名簿)

第6条 甲は、応急危険度判定士の認定名簿を作成し、乙に通知するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は平成9年8月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年8月5日

青森市長島一丁目1番1号
甲 青森県知事 木村守男

青森市安方二丁目9番13号
乙 社団法人青森県建築士会
会長 内海重一

4 被災建築物応急危険度判定要綱(全国協議会)

被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が認めるもの（別表参照）の代表者が定める者をいう。（ろ）（に）

3 応急危険度判定コーディネーター

行政職員等及び判定拠点等で活動する判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。（ほ）

4 実施本部員

実施本部において、①判定計画の策定、他機関との連絡調整等を行う判定計画業務、②判定計画に基づき判定活動を円滑に支援する判定支援活動及び③判定時の資機材・移動手段の手配、民間判定士等の保証制度事務等を行う判定後方活動にあたる行政職員等をいう。（ほ）

第3 震前対策

1 都道府県知事は、判定の的確な実施を図るため、予め次の事項からなる「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「県要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定実施本部の設置

(2) 判定実施の要否の判断（ほ）

(3) 判定支援本部の設置

(4) 判定の実施に関する都道府県と市区町村の間の連絡調整等

(5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

第1編 被災建築物応急危険度判定 要綱

- (7) 他の都道府県等に対する支援要請
 - (8) 判定の方法
 - (9) 判定結果の表示
 - (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等、その他必要な事項
 - (11) 応急危険度判定士等の養成、登録
 - (12) 判定資機材の調達、備蓄
 - (13) 他の被災都道府県に対する支援に関する事項
 - (14) その他必要な事項
- 2 都道府県知事は、市区町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
 - 3 都道府県知事は、的確な支援が行えるよう管内の市区町村長が予め計画した事項についてとりまとめておくものとする。
 - 4 都道府県は、地域の建築士会、建築士事務所協会その他の建築関係団体（以下「地域の建築関係団体等」という。）と協力して、応急危険度判定士の養成、登録を行うよう努めるものとする。なお、管内市区町村ごとの応急危険度判定士名簿を市区町村へ提供も併せて行う。（ほ）
 - 5 都道府県は、市区町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第4 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- 1 市区町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 応急危険度判定実施本部を設置した市区町村長は、応急危険度判定士が実施する判定について責任を負うものとする。（へ）
- 3 都道府県知事は、区域内にある市区町村長が判定の実施を決定した場合には、県要綱に基づき、応急危険度判定支援本部の設置その他必要な支援を行うことができる。

第5 国土交通省及び他の都道府県に対する応援の要請等（は）

- 1 都道府県知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、他の都道府県の知事及び地域の建築関係団体等に対し、必要な応援を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。
- 3 国土交通省は、応援の要請を受けた場合は、必要に応じ、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会その他の建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）の応援の協力を求めるものとする。この場合、建築関係団体等は、支障のない限り応援に努めるものとする。（ほ）

第5の2 独立行政法人都市再生機構による応急危険度判定の支援（ろ）（に）

- 1 国土交通省は、応援の要請を受けた場合において必要と認めるときは、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に対し、機構職員である応急危険度判定士の派遣その他必要な支援を求めることができる。機構は、国土交通省から支援の求めがあった場合には、支障がない限り、これに応じるものとする。（は）（に）
- 2 前項の支援を実施するため、機構理事長は、機構職員に係る応急危険度判定士の養成、登録に関する事項を含む「独立行政法人都市再生機構応急危険度判定支援要綱」を定めるものとする。（に）
- 3 前2項において、全国協議会が認めるものの場合、「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「全国協議会が認めるもの」と「機構理事長」とあるのは「全国協議会が認めるものの代表者」と読み替えるものとする。（に）

第6 大規模な地震の場合の広域実施体制

- 1 地震の被害が大規模又は広範囲にわたることにより、多数の都道府県の応援が必要となった場合は、国土交通省は応急危険度判定支援調整本部（以下「支援調整本部」という。）を設置し、都道府県、機構、建築関係団体等との間で、応急危険度判定士等の派遣、判定資機材の提供、応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保等に関し必要な連絡、調整を行うものとする。（は）（に）
この場合、応援を求められた都道府県、機構、建築関係団体等は、判定の円滑な実施のため、支援調整本部の要請に基づき、必要な支援の実施に努めるものとする。（ろ）（に）
- 2 地震の被害により国土交通省が支援調整本部を設置することができない場合には、国土交通省は、都道府県に支援調整本部の設置を要請するものとする。（は）

第7 建築関係団体等の協力

- 1 地域の建築関係団体等は、都道府県及び市区町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士の確保等必要な協力を行うものとする。
- 2 建築関係団体等は、支援調整本部が設置された場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第8 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡又は、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、都道府県は、市区町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。（い）

第9 その他

第1編 被災建築物応急危険度判定 要綱

- 1 都道府県知事及び市区町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 都道府県及び地域の建築関係団体等が地域の支援体制を構築するために設置される地方被災建築物応急危険度判定協議会は、当該協議会会員相互の県要綱について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。
- 3 全国協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。
(に)
- 4 全国協議会は、この要綱が県要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要があれば改正するものとする。(に)

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの (に)

団体名	代表者	認めた日
(一社)マンション管理業協会 (に) (ほ)	会 長	平成16年7月1日

制定 平成 9年10月29日
 改正 平成10年 5月11日 (い)
 改正 平成12年 5月22日 (ろ)
 改正 平成13年 1月 4日 (は)
 改正 平成16年 7月 1日 (に)
 改正 平成30年 5月25日 (ほ)
 改正 2019年 5月31日 (へ)

5 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領

第1 目的

この要領は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び、各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定等に関する業務に従事する被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度の内容及びその手続きを定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 判定

全国被災建築物応急危険度判定要綱第2の1に定める判定をいう。

(2) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び、各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

(3) 全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

(4) 都道府県会委員

全国被災建築物応急危険度判定協議会会員のうち都道府県である会員をいう。

(5) 民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県会員が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

(6) 判定活動

地方公共団体が全国要綱等に基づき実施する判定に係る活動をいう。

(7) 訓練活動

地震時の円滑な判定実施のために民間判定士等を対象した、都道府県会員が主催若しくは共催する訓練、又は都道府県会員の管轄する区域の地方公共団体等が実施する訓練をいう。

第3 適用対象

この要領の適用の対象となる活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第7第1項1号に基づき、あらかじめ適用の通知した訓練活動

(2) 第7第1項2号に基づき、あらかじめ不適用の通知しなかった判定活動

2. この要領の適用の対象となる活動の期間は、次のとおりとする。

(1) 訓練活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は、職場を離れ、訓練に参加し、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。ただし、宿泊のための宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

- (2) 判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は、職場を離れ、判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。
3. 具体的な適用の範囲及び期間は、第5第1項に基づき、損害保険会社（損害保険会社が複数で会社団を構成する場合は、幹事会社とする。）と全国協議会が締結する「保険契約」及び「被災建築物応急危険度判定士災害補償に関する特約書」（以下、「保険契約等」という。）によるものとする。

第4 報償内容

報償内容は次のとおりとする。

- (1) 傷害補償額は、死亡時2千万円/人、入院時5千円/人・日、通院時3千円/人・日とする。
- (2) 施設賠償額は、1件当たり、対人、対物あわせて1億円を限度とする。
2. 補償内容の詳細な内容は、保険契約等によるものとする。

第5 保険契約の手続き等

保険契約の締結は、全国協議会の承認を得て行う。

ただし、損害保険会社、保険内容、保険金額（民間判定士等の人数の変更等による保険料の1割以下の変更を除く。）に変更がない場合は、全国協議会幹事会の承認を得て保険契約を更改できる。

2. 被保険者は、傷害事故については、民間判定士等とし、賠償事故については、民間判定士等、全国協議会及び、地方公共団体とする。
3. 保険契約等の構成は次のとおりとする。
 - (1) 天災特約保険付きとする。ただし、訓練活動時は除く。
 - (2) 訓練活動中の補償には行事参加者傷害保険、施設賠償責任保険により構成する。
 - (3) 判定活動中の補償には国内旅行傷害保険、施設賠償責任保険により構成するものとする。
4. 毎年度の保険契約終了日における保険料の精算については、その結果を翌年度の全国協議会総会に報告するものとする。
5. 損害保険会社の選定については全国協議会幹事会に諮り、定めるものとする。

第6 保険契約等に要する経費の負担

都道府県会員は、補償制度当初負担金として金300,000円を全国協議会に拠出する。

2. 毎年度、訓練活動又は、判定活動に関して、補償制度を適用したことにより生じる必要な経費は当該都道府県会員が補償制度適用負担金としてこれらの活動を実施した管内の地方公共団体等と調整の上、全国協議会に拠出する。
3. 全国協議会は前各項による負担金により、毎年度、第4の補償内容の保険契約又は契約更改を行うものとする。

ただし、保険契約に記載の契約手数料（最低保険料）、この要領の運用に伴う事務費等

は全国協議会が負担するものとする。

第7 補償制度の適用に関する事務等

この要領による補償制度の適用に関する事務手続きについては次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体は、予定される訓練活動のうちこの要領による補償制度の適用対象とするものについては、あらかじめ参加予定人数及びその氏名、活動期間等を都道府県会員を經由して全国協議会に通知するものとする。
 - (2) 地方公共団体は、判定活動において、この要領による補償の適用を必要としない場合は、判定活動の実施の前日までに、その旨を文書により、都道府県会員を經由して全国協議会に通知するものとする。
 - (3) 地方公共団体は、訓練活動及び、判定活動を実施した場合、毎月ごとに参加人数及びその氏名、活動期間等を翌月の20日までに都道府県会員を經由して文書により、全国協議会に通知するものとする。
 - (4) 全国協議会は、第3号の通知があった場合は、保険契約等の定めるところにより、速やかに、損害保険会社に通知するものとする。
2. 前項第1号により通知を行い訓練活動をした場合及び、前項第2号の通知を行わないで判定活動を実施した場合は、当該地方公共団体を包括する都道府県会員は管内の地方公共団体と調整の上、第6条2項に基づく負担金を拠出するものとする。
 3. 都道府県会員は、随時、この要領の適用対象とする民間判定士等の名簿を作成又は、更新するものとする。
 4. 全国協議会は、この要領の円滑な運用のため、会員並びに損害保険会社と必要な調整を行い、必要な資料を整理し、保管し、会員への提供に努めるものとする。

第8 全国協議会の事務

この要領に定める全国協議会の事務は、全国協議会の事務局である（財）日本建築防災協会が行うものとする。

ただし、被災等により事務局の機能を果たせない場合は、全国協議会長が事務協を移すことができるものとする。

2. 前項の場合において、全国協議会長は会員にその旨を速やかに通知するものとする。

第9 その他

この要領の施行に際し、必要な事項については、全国協議会幹事会の承認を得て、別に定める。

附則

本要領は平成10年5月11日から施行する。

6 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアル

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアル

1 目的

このマニュアルは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（以下「要領」という。）に基づき円滑な事務処理を行うため、必要な手続き等について定めるものである。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて特に定義のない限り、用語の意義は、要領の定義によるものとする。

3 保険契約等の手続き

(1) 保険契約等の締結

全国協議会事務局（以下「事務局」という。）は、都道府県会員（以下「都道府県」という。）から拠出を受けた補償制度当初負担金の範囲内で、被保険者となる民間判定士等の人数を設定し、これに基づく保険契約等を締結するとともに、保険証券記載の暫定保険料を支払う。

(2) 保険契約等の更改

事務局は、保険契約等の終了時に当該保険期間中に補償制度を適用したことにより、生じた保険料を暫定保険料との間において精算し、保険契約等を更改する。

損害保険会社（以下「保険会社」という。）、保険内容、保険金額（民間判定士等の人数等の変更による保険料の1割以下の変更を除く。）に変更のない場合は、全国協議会の幹事会の承認を、それ以外は総会の承認を得て行う。

4 補償制度の適用手続き

(1) 補償制度の適用の通知

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度（以下「補償制度」という。）の適用についての具体的な手続きは次のとおりとする。

① 訓練活動

補償制度の適用対象とするものについては、あらかじめ、参加人数及びその氏名、活動期間等を都道府県を経由して事務局に通知することとされており、訓練実施日の1週間前までに、この通知を行うものとする。

② 判定活動

補償の適用を必要としない場合は、判定活動の実施の前日までに、その旨を文章により、都道府県を経由して事務局に通知するものとする。

このように、訓練活動の場合は、補償制度の適用対象とするものを、都道府県を経由して事務局に通知するのに対し、判定活動の場合は、参加する民間判定士等には、必ず補償が適用されることを前提としており、地方公共団体が独自に補償制度が設けられて

いる場合にのみ、例外的に不適用の通知をするものである。

訓練活動において補償制度の適用対象とする通知は、(様式 1)により、都道府県を經由して事務局に行うものとする。

判定活動において補償制度の適用対象としない旨の通知は、(様式 2)により、都道府県を經由して事務局に行うものとする。

事務局は、当該通知があった場合には速やかに保険会社に通知するものとする。

(2) 判定士等の氏名等の確認

補償制度の適用は各都道府県の登録を受け、かつ訓練または判定活動に従事した判定士等として氏名等を事務局に通知されたものに限定される。

従って、あらかじめ、各都道府県で、民間判定士等を登録した名簿を作成しておく必要があり、訓練及び判定活動の際には、実際に活動に参加した民間判定士等の名簿を作成する必要がある。

あらかじめ作成する名簿(以下「登録名簿」という。)については、登録番号、氏名、勤務先または連絡先(住所、電話番号)を記載したものを作成し、都道府県において確実に管理するものとする。活動時に作成する名簿は、(様式 3)より作成し、現地集合時に地方公共団体等の職員が登録証とこの名簿と照合して本人の参加と名簿記載事項の確認を行うものとする。この名簿は判定活動期間ごとに整理番号を付け記載する。(い)なお、登録名簿に登録されている者のみ対象となるので、注意すること。

登録証を持参していない者は、本人であることが確認できない限り、訓練または判定活動に従事させないものとする。ただし、運転免許証等により本人であることが確認できる場合はこの限りでない。

また、災害時には、テレビ、ラジオ等の単一方向のマスメディアを通じて判定士等に召集を呼びかける場合も想定されるが、自宅等から集合場所に参集しながら、判定活動に参加しなかった者についても確実に(様式 3)に記載すること。

(3) 他の都道府県からの判定士等の派遣

地方公共団体が、判定士等の派遣要請先の都道府県に、特に、補償制度を適用しない旨の通知をしない限り、派遣依頼を受けた都道府県は(様式 4)により派遣の前日までに、要請した地方公共団体を包括する都道府県を經由して当該地方公共団体に通知するものとする。

判定士等の氏名等の確認については、(様式 3)を(様式 4)に読み替えて(2)の規定を適用する。

(4) 訓練活動及び判定活動後の通知

地方公共団体は、訓練活動及び判定活動を実施した場合、(様式 3)または(様式 4)を添付し、(様式 5)により都道府県を經由し、翌月の 20 日までに事務局に通知するものとする。(この場合、(様式 5)の整理番号と(様式 3)または(様式 4)の整理番号を合わせること。)

事務局は、当該月末までに、これらを集計し、(様式 6)により保険会社に通知するものとする。なお、この場合において訓練活動においては、補償制度の適用対象とする

者として（様式1）により通知のあった名簿記載者のみ通知するものとする。

なお、判定活動に参加し、集合場所に到着するまでの間に事故に遭遇した場合等で集合場所での確認ができず、かつ期間内に通知することが不可能であったケースでも、やむを得ない場合に限り、保険の対象となり得るので、今事実が確認され次第、事務局及び保険会社に相談すること。

(5) 事故の通知

被保険者（民間判定士等、全国協議会及び地方公共団体）が事故等の発生を知ったまたは損害賠償請求を受けた場合（以下「事故等を知った場合」という。）は、保険契約等に基づき保険会社に書面をもって通知しなければならないとされている。この場合において、原則として、民間判定士等は派遣された地方公共団体を通じ、地方公共団体は都道府県及び事務局に經由して（様式7）により通知するものとする。（P8 参照）

事務局は自ら事故等が発生を知った場合も、（様式7）により損害保険会社に通知するものとする。

(6) 補償制度適用負担金の拠出

訓練または判定活動に関して補償制度を適用したことによる必要な経費（以下「補償制度負担金」という。）は毎年、保険会社からの請求に基づき、事務局は（様式8）により7月1日から3月末までの活動分を5月15日までに、4月から6月末までの活動分を8月15日までに訓練または判定活動を実施または要請した地方公共団体を包括する都道府県に請求する。

当該都道府県は、事務局から前記の請求があった場合、7月から3月末の活動分については6月15日までに、4月から6月末までの活動分については9月15日までに補償制度適用負担金を拠出するものとし、事務局は保険契約等に基づき、保険料を精算するものとする。（P9 参照）

なお、要領においては、補償制度適用負担金は当該都道府県が拠出することとしているが管内の市町村との負担については各都道府県においてあらかじめ取り決めておくことが望ましい。

5 保険料の額

保険料は、訓練及び判定活動に参加した全ての民間判定士等の人数に対して必要となるので、4の(2)の名簿を確実に作成すること。万一、記入漏れ、確認漏れがあった場合には、保険金の支払い等に支障が生じる恐れがあるので、注意が必要である。

なお、保険金の算定は次の算定式により行われる。（保険料は、傷害保険及び賠償責任保険が対象）

① 訓練活動時＝（様式3）に記載された人数×訓練単位^{*1}

^{*1} 訓練1回あたりの参加人数が	3,000人以上	79円（ろ）
	1,000人以上	83円（ろ）
	500人以上	89円（ろ）
	20人以上	92円（ろ）

1人以上96円(ろ)

- ② 判定活動時＝〔(様式3)に記載された人数＋A〕×判定活動時保険料算出表の金額
(い)

A：判定活動を目的に参集する途上についても補償制度の適用対象となるので集合場所に到着するまでの間に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加が確認された者については人数に加える。

判定活動時保険料算出表(い)(ろ)

	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
1名の保険料	1,013円	1,127円	1,254円

6 保険契約等の代理店の扱い

4の(1)、(4)、(5)、(6)における保険会社への通知等は保険契約等に基づき代理店への通知をもってこれに代えるものとする。

7 緊急時における通知の取り扱い

地方公共団体は、被災等により都道府県または事務局がその機能を果たせない緊急の場合、4の(4)、(5)における経由または通知は、機能の果たせない団体を経ることなく行うものとする。この場合において、その機能が回復した時、地方公共団体は、速やかに通常の経由または通知を行うものとする。

判定士等は緊急時において4の(5)の通知において都道府県及び事務局を経由または通知するいとまがない場合は、直接、保険会社に通知を行うものとし、後に改めて通常の経由または通知を行うものとする。

以上の場合において文書による通知が困難な場合は、電話等の通信手段によることも可能とするが、文書による通知が可能となった際には速やかにこれを行うものとする。

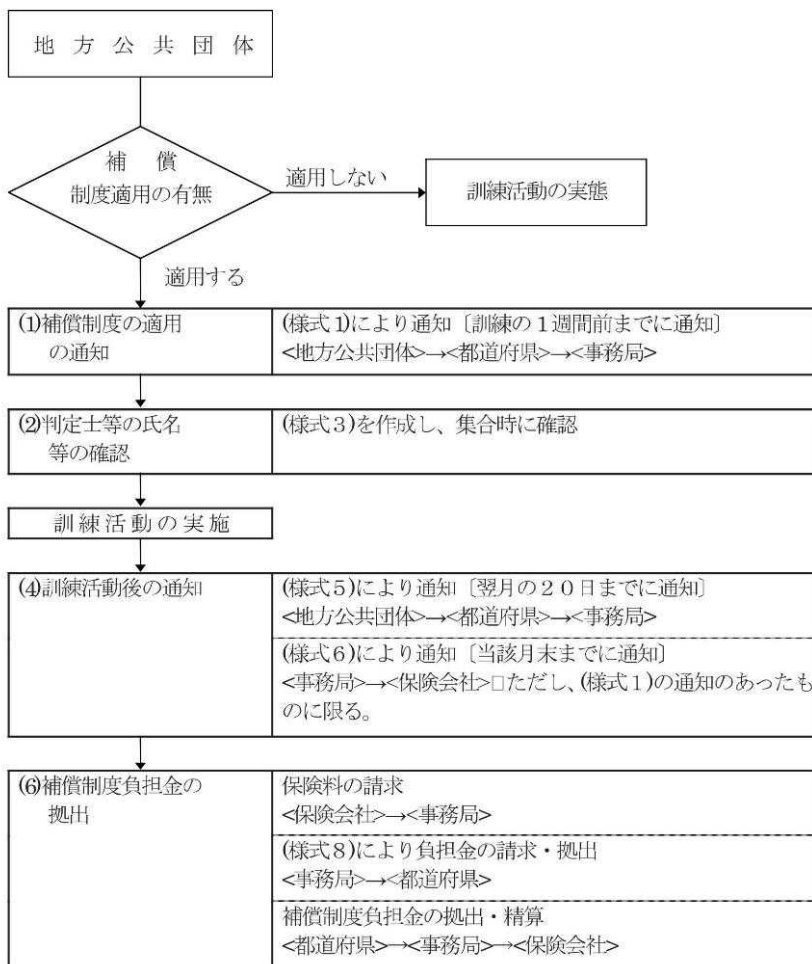
施行 平成10年5月11日

改正 平成19年7月1日(い)

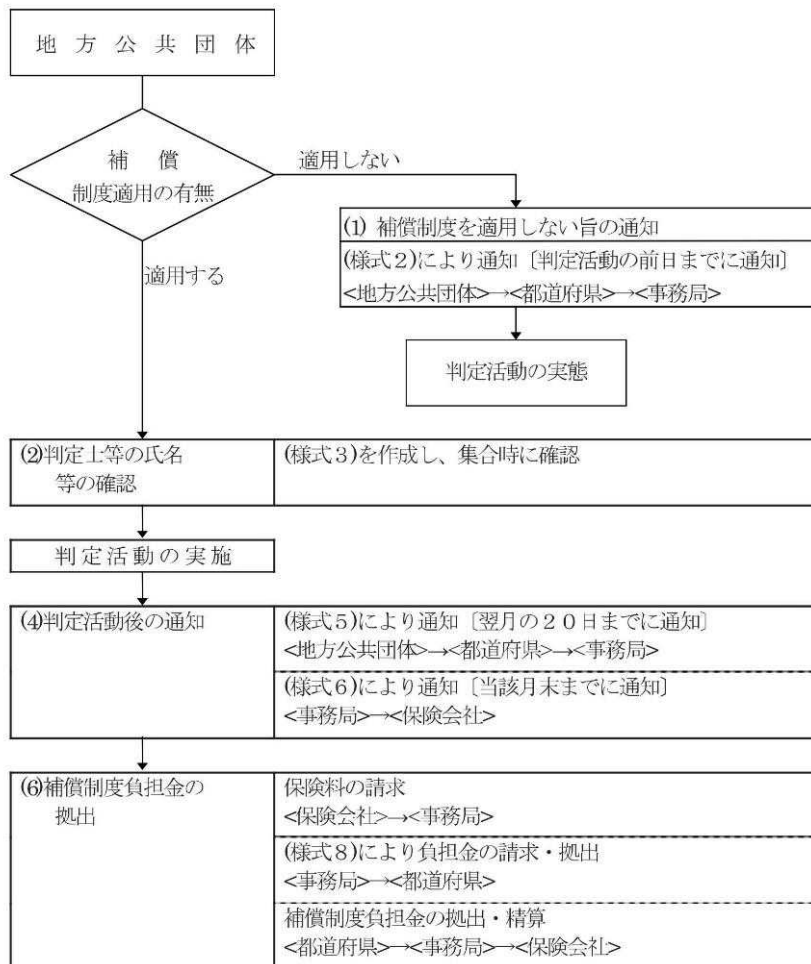
改正 平成27年8月25日(ろ)

【適用通知・補償制度負担金拠出手続きフロー】

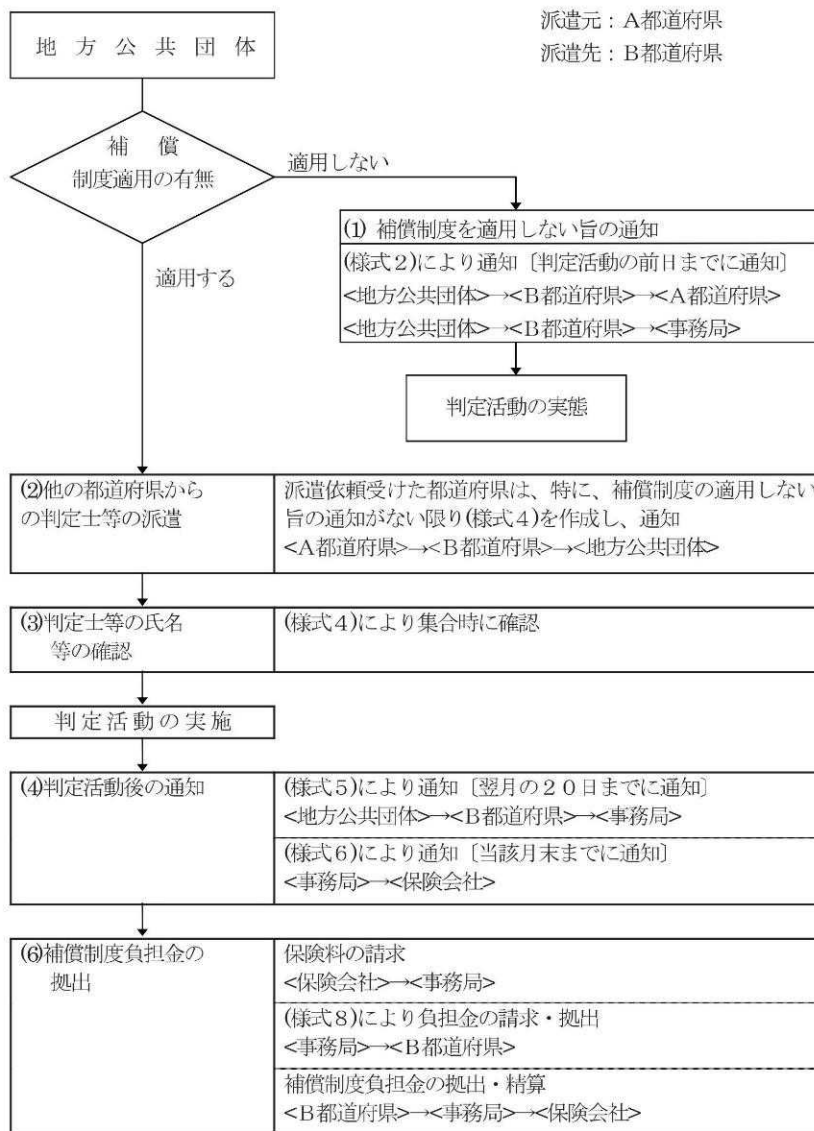
1 訓練活動の場合



2 判定活動の場合（他の都道府県からの判定士等の派遣がない時）

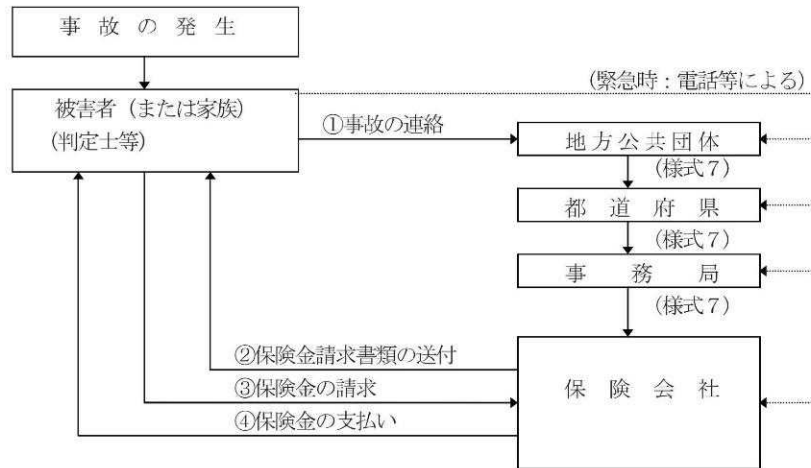


3 判定活動の場合（他の都道府県からの判定士等の派遣がある時）



【事故の通知・保険金支払い手続きフロー】

— 判定士等に事故があった場合 —



【補償制度適用負担金の支払時期】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
都道府県の負担金の拠出	活動 ○・○ ○・○ ◎ (様式8) ↓ 2月末 債務負担行為○		請求受理 請求受理 (様式8) ○ ↓ 債務負担行為○	(出納整理期間)	請求受理 (様式8) ○ ↓ 債務負担行為○	負担金拠出 活動 ○・○ ○・○	請求受理 (様式8) ○ ↓ 報告 ◎ 7末	○債務負担行為 負担金拠出 (9/15) ○		活動が1月までの場合年度内に請求が可能。活動期間と同一年度の予算で拠出したい場合はこちらを連絡する。
活動期間の翌年度の予算から拠出する場合	活動 ○・○		活動 ○・○ ○・○	報告 ◎ 4末	請求受理 (様式8) ○ ↓ 債務負担行為○	負担金拠出 活動 ○・○ ○・○	請求受理 (様式8) ○ ↓ 報告 ◎ 7末	○債務負担行為 負担金拠出 (9/15) ○		活動が2月以降になる場合は活動報告が4月なもの
事務局の契約事務等			請求送付(3/15) (様式8) ○ ※1		請求送付(5/15) (様式8) ○ ※2	契約手続 ○……	契約更新 (7/1)	請求送付(8/15) (様式8) ○ ※3 9末 ● 精算		

※1は7~1月までの活動分を請求 ※2は3月分までの活動分を請求 ※3は4~6月分までの活動分を請求

※1は特に活動期間と同一年度の予算から拠出失態との要請があった場合のみ

[注]報告時期は、保険会社への報告があったもの

【手続きの参考例】 一他の都道府県に判定士等の派遣を要請する場合—

	地震発生	判定前日まで	判定活動日	
被災 市町村	○派遣要請 ●制度適用の 判断	○様式4受理	○様式4→◎判定 確認 活動	○様式5 作成 ○調整
被災 都道府県B	○ ○派遣要請	様式4 ○ 受理○	○様式4	○様式8—○負担金 受理 拠出
全国協議会 事務局			○様式7受理 ○	○様式5受理 ○様式6作成 ○負担金 ○保険料請求 受入
保険会社			○様式7受理	○様式6 受理 ○ ○契約 精算
派遣元 都道府県A	○派遣要請受理 ○ ○派遣要請受諾	様式4 ○作成 名簿通知 ○判定士等の 決定		

(様式1)

補償制度対象訓練活動の実施通知書

平成 年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
(〇〇都道府県経由)

地方公共団体名

下記の訓練活動について、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用対象とするので、同要領第7(1)の規定により通知します。

記

訓練活動の 予定日時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
訓練活動の 参加予定人数	人
訓練活動の 場所	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

(様式2)

補償制度対象としない旨の通知書

平成 年 月 日

民間判定士等派遣元都道府県
 全国被災建築物応急危険度判定協議会
 (〇〇都道府県経由) } 御中

地方公共団体名

下記の訓練活動について、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用対象としないので、同要領第7(2)の規定等により通知します。

記

不適用とする 期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
不適用とする 判定活動の 実施場所	
他の補償制度 適用の状況	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

(注)※は他の都道府県からの派遣をうけた場合に通知する。

(様式3)

整理番号	
------	--

被災建築物応急危険度民間判定士等名簿

(地方公共団体名：)

判定・訓練活動の期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
集合場所	
確認日時	平成 年 月 日 時
	確認者氏名

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな	
2		ふりがな			ふりがな	
3		ふりがな			ふりがな	
4		ふりがな			ふりがな	
5		ふりがな			ふりがな	
6		ふりがな			ふりがな	
7		ふりがな			ふりがな	
8		ふりがな			ふりがな	
9		ふりがな			ふりがな	
10		ふりがな			ふりがな	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)

(様式4)

整理番号	
------	--

被災建築物応急危険度民間判定士等派遣者名簿

[派遣元都道府県名:]⇒(派遣先地方公共団体名:)

判定・訓練 活動の期間	※ 平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで		
集合場所	※		
確認日時	※平成 年 月 日 時	確認者氏名	※

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな			ふりがな	※
2		ふりがな			ふりがな	
3		ふりがな			ふりがな	
4		ふりがな			ふりがな	
5		ふりがな			ふりがな	
6		ふりがな			ふりがな	
7		ふりがな			ふりがな	
8		ふりがな			ふりがな	
9		ふりがな			ふりがな	
10		ふりがな			ふりがな	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)
 ※は派遣先の地方公共団体で記入

(様式5)

訓練活動及び判定活動状況通知書(その1)

平成 年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
(〇〇都道府県経由)

地方公共団体名

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる訓練活動及び判定活動について別添のとおり、民間判定士等の名簿を添えて通知します。

記

通知の内容	平成 年 月 活動分		
整理番号	訓練・判定の種別	活動の実施機関	活動人数
1	訓練・判定	H . . ~ H . .	
2	訓練・判定	H . . ~ H . .	
3	訓練・判定	H . . ~ H . .	
~~~~~			
計	訓練: 回	判定: 回	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL. 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	-----------------------------------------

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む  
必ず(様式3)または(様式4)を添付し、上記の整理番号と合わせる。

(様式6)

訓練活動及び判定活動状況通知書(その2)

平成 年 月 日

□□□□損害保険会社 御中  
×××× 代理店

全国被災建築物応急危険度判定協議会  
事務局 (財)日本建築防災協会

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる平成 年 月分の訓練活動及び判定活動を通知します。

記

都道府県名 (地方公共団体名)	訓練・判定 の種別	登録番号	氏名	性別	年齢	活動実施期間
(様式5) のとおり						
合計	都道府県数 :		活動人数 :			

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む。



(様式7)

事故発生通知書

□□□□損害保険会社  
 ×××× 代理店  
 または  
 全国被災建築物応急危険度判定協議会 } 御中  
 (〇〇都道府県経由)  
 (地方公共団体経由)

全国被災建築物応急危険度判定協議会  
 地方公共団体  
 判定士等

※

下記のとおり、訓練活動・判定活動において事故が発生したので通知します。

事故の発生日時	平成 年 月 日 時頃					
事故の発生した場所						
事故の内容						
関係する判定士等の氏名等	登録した都道府県		登録番号		ふりがな氏名	-----
経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL. 0000-00-0000 △△ △△			

※ 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む。

(様式8)

補償制度適用負担金請求書

〇〇都道府県 殿

全国被災建築物応急危険度判定協議会  
事務局 (財)日本建築防災協会

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第6の2に基づき補償制度適用負担金を請求します。

請求金額	金 円也		
納入期限	平成 年 月 日 時頃		
補償制度を適用した活動	期 間		訓練・判定の種別
	参加人数		
	活動場所		
請求額の 内訳			

## 7 被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン

### 被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン

#### 第1 目的

このガイドラインは、被災建築物応急危険度判定に関し、判定活動に要する経費の負担についての基本的な考え方を定め、もって円滑な判定活動の実施に資することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

このガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱（以下「全国要綱」という。）及び各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

##### (2) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

全国要綱第2第1項に定める被災建築物応急危険度判定をいう。

##### (3) 判定活動

地方公共団体が全国要綱等に基づき実施する判定に係る活動をいう。

##### (4) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

全国要綱第2第2項に定める応急危険度判定士をいう。

##### (5) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

全国要綱第2第3項に定める応急危険度判定コーディネーターをいう。

##### (6) 行政判定士等（い）

国、地方公共団体等の職員で公務として判定活動を行う者をいう。

##### (7) 民間判定士等（い）

行政判定士等以外の者で、都道府県会員が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者をいう。

##### (8) 経費

被災建築物応急危険度の判定に関し、判定活動に要する経費で次に掲げるものとする。

- ・ 旅費
- ・ 食糧費
- ・ 支援本部設置費
- ・ 判定資機材費
- ・ 補償制度当初負担金及び補償制度適用負担金

##### (9) 被災団体

地震により区域内の多くの建築物が被災したため、判定活動を実施した地方公共団体

##### (10) 応援団体

被災した他の地方公共団体からの要請を受け、判定士及び判定コーディネーターを被災地に派遣した地方公共団体

(11) 業務マニュアル

全国協議会が定めた被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

(12) 補償制度運用要領等

全国協議会が定めた被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアル

第3 適用の対象

このガイドラインの対象となるのは、判定活動に要する経費とする。

第4 経費負担の範囲等

経費負担の範囲と負担区分については別表のとおりとする。

第5 経費の立替え

応援団体、行政判定士等又は民間判定士等は、緊急に経費を支出する必要が生じたり、経費の額が確定しない場合等は、経費を立替えすることができるものとする。(い)

- 2 経費を立替えた者又は団体は別表の負担区分に基づき請求し、請求を受けた者又は団体は速やかにこれを支払うものとする。

第6 適用の除外

被災建築物応急危険度判定に関し、判定活動に要する経費について、特に、当事者間において、別途取り決めがなされた場合は、このガイドラインは適用しない。

第7 施行

このガイドラインは、平成11年5月19日より施行する。

改正 平成30年5月25日 (い)

(別表) (い)

1 行政判定士等の判定活動に要する経費

項 目		負担区分	説 明
旅費	交通費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの往復の移動に要するもの	応援団体
		居住地と異なる都道府県への集合場所までの往復の移動に要するもの	応援団体
		宿泊費	応援団体
食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費		応援団体
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費		応援団体

2 民間判定士等の判定活動に要する経費

項 目		負担区分	説 明	
旅費	交通費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの往復の移動に要するもの	民間判定士等	
		居住地と異なる都道府県への集合場所までの往復の移動に要するもの	被災団体	応援団体の旅費規定を参考に交通費の実費相当額を支給する。ただし、被災団体が別途、交通手段を用意した場合は交通費を支給しない。
		宿泊費	被災団体	宿泊先は被災団体が用意又は指定するものとし、それら所定の宿泊施設を利用しなかった場合は、応援団体又は民間判定士等の負担とする。
食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費		民間判定士等	
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費		被災団体	食事等は被災団体が用意するものとし、それら所定の食事を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。 被災団体が食事を用意できない場合は、実費相当を支給する。
補償制度当初負担金及び補償制度適用負担金		補償制度運用要領等に基づく負担とする。		

3 その他判定活動に要する経費

項 目		負担区分	説 明
支援本部設置費	本部設置に係る賃借料、複写機使用料、光熱費、通信費、消耗需要費等	被災団体	応援団体が支出するもの。 (本部設置を庁舎に設置する場合は賃借料の支出を要しないので含まない。)
判定資機材費		被災建築物応急危険度判定必携第4編4.1の標準判定資機材一覧表に基づく負担とする。	

## 8 北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会規約

### 北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会規約

#### (名称)

第1条 本会は、北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速にかつ的確に実施するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図りつつ、会員相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。

#### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議その他必要な措置を行う。

- 一 応急危険度判定に係る会員間の相互支援の体制整備
  - ア 第4条第1項に規定する会員が管轄する区域内における相互支援体制の整備
  - イ 第4条第1項に規定する会員が管轄する区域外への支援体制の整備
- 二 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

#### (会員)

第4条 協議会の会員は、別表第1に掲げる道・県及び別表第2に掲げる政令指定都市及び総会で承認された県とする。

#### (役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

#### (選任)

第6条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

#### (職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務会員等への連絡調整等庶務を担当する。
- 2 会長は、総会を開催する時間がなく早急に会務を決定する必要がある場合は、総理に代わって会務を定めることができる。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (広域支援事務)

- 第7条の2 協議会の会員の広域支援に関する事務は、会長が行う。
- 2 会長の属する道・県が地震によって被災した場合の広域支援に関する事務は、別表第3の順位のとおり道県が代行する。

#### (任期)

第8条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(負担金)

第9条 会長は、総会の決議を受けた場合は、協議会の活動に要する経費について会員に負担を求めることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会とする。

2 協議会は、会長が必要と認める場合、関係団体等に対し、会議への参加を要請することができる。

(総会)

第11条 総会は会員で構成する。

2 総会は会長が召集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

3 総会の議長は、会長が務めるものとする。

4 議決権は、会員の代表者若しくは代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

5 総会は、会員の総数の2分の1以上の出席をもって成立することとする。

6 総会の議事は出席の会員の総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(総会の議事録)

第12条 議長は、総会の議事について、議事録を作成する。

(部会)

第13条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

(活動年度)

第14条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第15条 協議会は、総会において全員の3分の2以上の議決をもって解散できるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て、会長が定める。

(附則)

1 本規約は、平成11年12月20日から施行する。

2 本規約第14条の規定にかかわらず、平成11年度の活動年度の始まりは附則1に定める日とする。

3 当面、協議会の経費は会員の相当分を会員相互がそれぞれ拠出するものとする。

(附則)

1 本規約は、平成19年9月3日から施行する。

(附則)

1 本規約は、平成24年7月26日から施行する。



(附則)

- 1 本規約は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

別表第 1

会 員	代 表 者
北海道	建設部長
青森県	県土整備部長
岩手県	県土整備部長
宮城県	土木部長
秋田県	建設部長
山形県	県土整備部長
福島県	土木部長
新潟県	土木部長

別表第 2

会 員	代 表 者
札幌市	都市局長
仙台市	都市整備局長
新潟市	建築部長

別表第3

被災会長道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県